一般社団法人日本集中治療医学会 理事長 黒田泰弘

集中治療提供に係る施設の学会認定制度の新設について(学会認定集中治療施設)

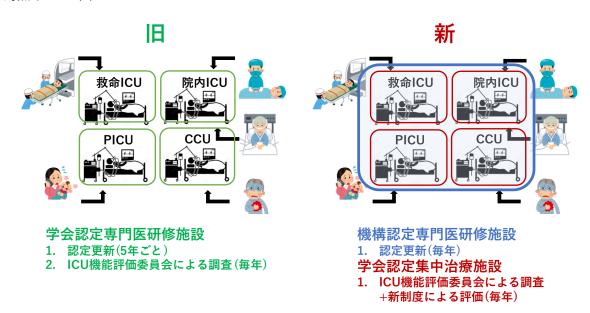
平素より日本集中治療医学会の活動に多大なご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

これまで本学会においては、集中治療科専門医を育成するための研修体制の視点から、「集中治療科専門医研修施設」として「学会認定専門医研修施設」を認定して参りました。今回、本邦における適切な集中治療提供体制を広く整備すべく、集中治療の提供に係る施設認定制度を定めるものとし、「学会認定集中治療施設」を新たに学会として認定することといたします。

集中治療科専門医が学会認定から専門医機構認定へ移行するに伴い、「学会認定専門医研修施設」制度は2027年3月をもって終了となります。それに先行して、2025年度より全ての「学会認定専門医研修施設」を「学会認定集中治療施設」としても併せて認定させていただきます。その後、「学会認定専門医研修施設」を対象にしてきたICU機能評価委員会による施設調査(集中治療科専門医研修施設調査報告)の内容に基づき、「学会認定集中治療施設」の更新審査を新たに行います。詳細についてはICU機能評価委員会および集中治療提供体制認定施設検討タスクフォースにて検討しております。

また、本学会の評議員は、原則として「学会認定専門医研修施設」において集中治療に従事していることを必要とする、と規定されていましたが、こちらにおいても従事する場所を「学会認定集中治療施設」に変更いたします。評議員の先生方におきましては、施設調査への協力を評議員の義務とすることも併せてご理解いただくようお願い申し上げます。

## 新旧対照イメージ図



\*機構認定専門医研修施設(青)はユニット単位ではなく病院単位になります。